

袖ヶ浦市総合運動場 野 球 場

袖ヶ浦市総合運動場 陸上競技場

袖ヶ浦市総合運動場 庭 球 場

ネーミングライツ命名権者

募集要項

令和 7 年 8 月

袖ヶ浦市教育委員会 スポーツ振興課

1 目的

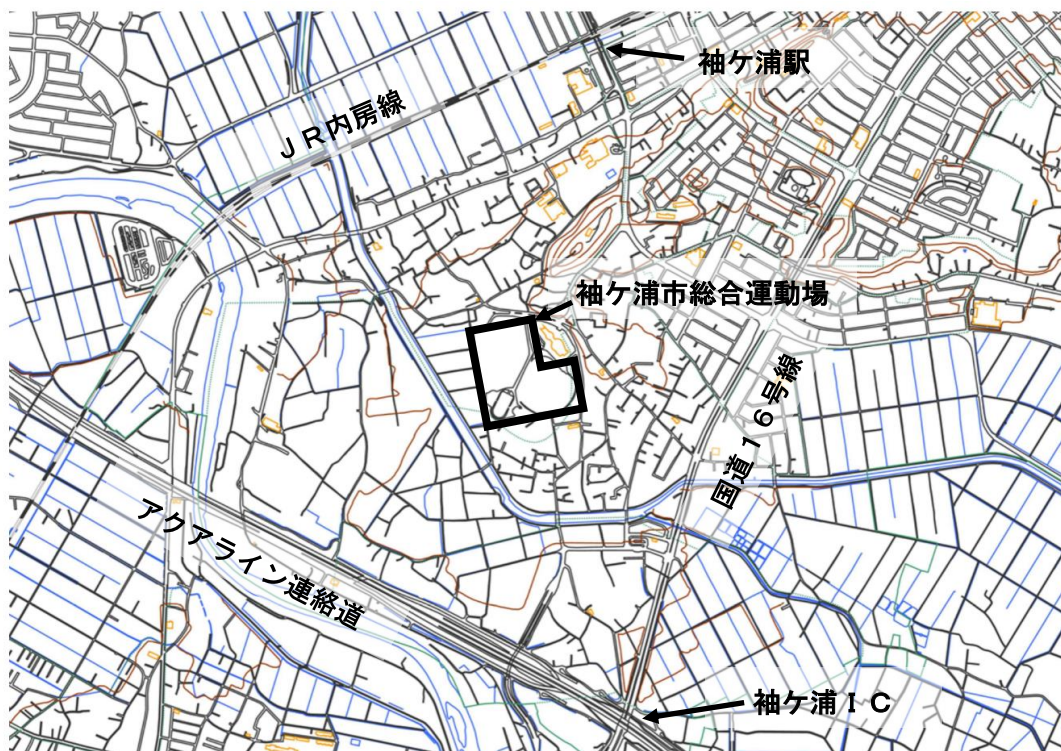
袖ヶ浦市では、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的として、市が所有する施設に対するネーミングライツ事業の事業者を募集します。

2 募集対象

- (1) 名 称
- ① 袖ヶ浦市総合運動場 野球場
 - ② 袖ヶ浦市総合運動場 陸上競技場
 - ③ 袖ヶ浦市総合運動場 庭球場

- (2) 所在地 袖ヶ浦市坂戸市場 1 5 6 6 番地

(3) 案内図



3 募集概要

(1) 命名権の対象

- ① 袖ヶ浦市総合運動場 野球場
- ② 袖ヶ浦市総合運動場 陸上競技場
- ③ 袖ヶ浦市総合運動場 庭球場

(2) ネーミングライツの範囲

- ① 袖ヶ浦市総合運動場野球場、袖ヶ浦市総合運動場陸上競技場及び袖ヶ浦市総合運動場庭球場の愛称として、法人名、スポーツチーム名や商品名（ブランド名）等を付することができます。

条例上の施設名称である「袖ヶ浦市総合運動場」「野球場」「陸上競技場」「庭球場」を変更するものではありません。

- ② 愛称による施設名称看板等を設置できます。

施設名称看板等の意匠・構造・設置方法等については、関係法令を遵守し、かつ市と協議の上、命名権者においてご提示願います。

- ③ 命名権者であることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。

- ④ 契約期間終了後、当該施設の契約更新に際して優先交渉権があります。

(3) 命名条件

- ① 公共の施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られ、施設の設置目的をイメージできるものにしてください。

- ② 日本語又はアルファベットにより表記可能なものとします。（企業ロゴ、マーク等は除く。）

- ③ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

- ④ 命名権料のほか、地域貢献に関する具体的な提案等については、ネーミングライツ事業申込書の付帯的な提案にご記入ください。

(4) 契約期間

5年間（令和8年1月1日～令和12年12月31日）

(5) 命名権料（参考価格）

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 袖ヶ浦市総合運動場 野球場 | 100万円 |
| ② 袖ヶ浦市総合運動場 陸上競技場 | 25万円 |
| ③ 袖ヶ浦市総合運動場 庭球場 | 13万円 |

※参考価格は、1年間あたりの希望価格です（消費税及び地方消費税を含む）。

※提案のあった命名権料をはじめとする各審査項目を、袖ヶ浦市ネーミングライ

ツ事業実施要綱及び袖ヶ浦市ネーミングライツ事業導入ガイドラインに基づき審査し、優先交渉者を決定します。

※年度途中の契約の場合は、月割りとし、1円未満は切捨てとします。なお、期間に一月未満の端数があるときは一月として計算します。

(6) 愛称の使用開始予定時期

令和8年1月1日

(7) ネーミングライツ事業に係る費用負担

費用負担については、以下を命名権者が負担します。

- ① 命名権料
- ② 提案及び契約締結に係る諸費用
- ③ 施設敷地内外の表示の変更（施設看板）※
- ④ 原状回復費用

※ 施設敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について命名権者の負担にて行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定します。

4 募集期間

令和7年8月1日（金）午前8時30分から8月29日（金）午後5時15分まで

5 募集要項の配布

(1) 配布場所

問合せ先に同じ。また、市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布期間等

令和7年8月1日（金）午前8時30分から8月28日（木）午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

(3) 郵送による配布

郵送を希望する場合は、募集要項の郵送依頼書（様式なし）と140円分の切手を貼った返信用封筒（角2サイズ以上）を同封し、封筒に募集要項の郵送依頼と明記のうえ、袖ヶ浦市役所教育委員会スポーツ振興課あてに送付ください。

6 応募資格

(1) 命名権者になることを希望する、以下に該当する事業者が対象です。

(2) 袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱第4条及び袖ヶ浦市広告掲載に関する

要綱第3条、袖ヶ浦市広告掲載基準第5条に該当する業種又は事業者でないこと。
※別添資料「袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱」及び「袖ヶ浦市広告掲載基準」を
参照

(3) 応募者の事業所所在地は、袖ヶ浦市内外を問いません。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ② 事業者の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 最新年度の事業計画書
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑧ 直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税）及び市税完納証明
- ⑨ 提案事項を記した書面（任意書式）

※市主催のイベント時の計画、地域貢献に関する提案や、施設の魅力を向上させる提案等を記載

(2) 受付場所

問合せ先に同じ

(3) 受付期間及び受付時間

令和7年8月1日（金）午前8時30分から8月29日（金）午後5時15分まで（持参の場合は、土日祝日を除く。）

(4) 提出方法

- ① (1)に掲げる提出書類を、袖ヶ浦市役所教育委員会スポーツ振興課へ持参又は郵送してください。
- ② 郵送の場合は、令和7年8月29日（金）必着とします。
- ③ 受付期間経過後において、提出書類の内容を変更することはできません。
- ④ 提出書類は、返却しません。

(5) 提出部数

- ・ 原本1部とその写し8部
- ・ 提出書類の電子データ一式を登録した電子媒体1部（CD-R又はDVD-R）

(6) 応募に関する質問

① 質問の受付期間及び受付時間

令和7年8月1日（金）午前8時30分から8月8日（金）午後5時15分まで（持参の場合は、土日祝日を除く。）

② 質問の方法

質問事項のある事業者は、「質問票」（別紙1）により郵送又は開封確認を付した電子メールで行ってください。

また、電子メール送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行ってください。

③ 質問の受付場所

問合せ先に同じ

④ 質問への回答

質問に対する回答は、令和7年8月20日（水）までに行う予定です。

(7) 著作権の帰属

愛称に関する知的財産権は、命名権者に帰属するものとしますが、市が無償で使用することを認めるものとします。

また、本件愛称表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、命名権者が自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

(8) 留意事項

① 提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者に負担いただきます。

② 市が必要と認める場合は、(1)に掲げる提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。

③ 市が必要と認める場合は、提出書類の提出後に応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

8 選定方法

選定に当たっては、市が設置した広告審査会において、愛称、命名権料、経営状況、その他の提案内容等を総合的に審査し、その結果を基に市長が優先交渉者を決定します。

また、応募者が1者のみの場合も、審査会において優先交渉者としてふさわしいか審査します。

9 審査結果の通知、公表

審査結果は、全ての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがない場合は、優先交渉者を選定しないこととします。市は優先交渉者と契約締結に向けた協議を行い、合意が成立し正式に契約を締結した後、契約内容（命名権者の名称、各施設の愛称、契約金額等）について、市のホームページ等で公表します。

10 契約の解除

契約締結後において、命名権者が応募資格要件を欠くこととなったとき又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合等、命名権者として適当でないと市が認めたときは、市は速やかに決定の取消し及び当該契約を解除するものとします。

その場合、原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。なお、契約を解除した場合、市は既納の命名権料は返納しません。

11 問合せ先

袖ケ浦市役所 教育委員会 スポーツ振興課

〒299-0292 袖ケ浦市坂戸市場1番地1（袖ケ浦市役所中庁舎2階）

電 話 0438-62-3791

FAX 0438-63-9680

メール sode31@city.sodegaura.chiba.jp